参考様式１１

**～退院後支援計画について～**

お金の管理が

できるか不安・・・

薬を忘れずに

飲めるかな

日中はどうして

過ごそうかな

退院後の生活を考えた時、不安や心配事が心の中でふくらんでいませんか。

お住まいの保健所（又は保健センター等）の担当職員が支援関係者と一緒に「退院後支援計画」を作り、あなたの希望に沿った生活を送れるようお手伝いします。

・お住まいの自治体の保健所等の担当職員と面会し、「退院後支援計画」の説明を聞きます。

何から

始めるの？

・支援計画に基づく支援を希望する場合は自治体の保健所等の担当職員に、口頭で希望することを伝えてください。

・お住まいの自治体の保健所等が中心になり、入院中から支援計画を立てます。

支援計画

とはなに？

・支援計画は、退院後の生活について、あなたの希望や心配事を伺ったうえで、ご家族や支援関係者の意見も聞きながら、一緒に考えます。

・支援計画に基づく支援は、原則として退院後6か月以内ですが、必要があれば1年まで延長できます。（支援の途中で、あなたが希望すれば取り下げることもできます）

・相談には費用はかかりません。

・通院や在宅療養のこと（医療機関の選択、治療や金銭面について等）

何を相談したらよいの？

・家族や友人に関すること

・住まいに関すること

・日中の活動場所に関すること

・学業や仕事に関すること　　等

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口 |  |
| 連絡先 |  |

35

支援の流れ

入　　　　　　院

（病状が落ち着いたら）病院の担当者から支援機関である自治体保健所の紹介があります。

病院の担当者が、あなたと保健所担当者との面会日を調整します。

保健所担当者があなたと面会し、今後の生活に関する「希望」や「不安」等をお聞きします。

退院後支援計画の作成を希望する場合は、希望することを保健所担当者に伝えてください。

あなたの希望に沿って、必要な支援を、支援者と一緒に考え、退院後支援計画を作成します。

退　　　　　　院

退院後支援計画に沿って、必要な医療や地域生活等のお手伝いをします。

　　　　　※支援計画による支援期間は原則として6か月以内です。

36